

対象年齢を12歳児まで拡大

乳幼児等医療費助成

保健医療課医療係
☎0824-73-1155

これまで0歳児から9歳児（小学3年生）までを対象としていた乳幼児等医療費助成を4月1日から12歳児（小学6年生）まで拡大します。

一部自己負担金に変更はありません

一部自己負担金は一医療機関につき一日500円です。（500円に満たないときは、その額が支払額となります）

一月あたり一医療機関において、通院で4日、入院で14日まで支払い、それ以降の支払いは不要となります。

受給者証を郵送します

新しい受給者証を3月中に対象者へ郵送でお届けします。有効期間は、4月1日から誕生月の月末（1日生まれの方は誕生月の前月末日）までです。

なお、受給者証は毎年更新で、誕生月（1日生まれの方は誕生月の前月）に更新の案内を葉書でお知らせします。印鑑、使用している受給者証、対象児童の保険証を必ず持参のうえ、保健医療課または各支所市民生活室で更新手続きをしてください。

所得制限に変更はありません

扶養親族数別所得制限限度額
(児童手当と同様)

扶養親族数	本則給付 (国民年金)	特例給付 (厚生年金等)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※老人扶養親族がある場合には、1人につき6万円を加算します



身障手帳4級まで対象者を拡大

福祉
タクシー券
を交付



社会福祉課障害者福祉係

☎0824-73-1210

障害のある方の社会参加を促進するため、4月からタクシー料金を助成する「福祉タクシー事業」の対象者を拡大します。

新たに対象となるのは、身体障害者手帳4級をお持ちの方です。平成21年度に福祉タクシー券をご利用になる方は、4月1日以降に申請窓口で手続きをお願いします。

福祉タクシー事業とは

▼300円分のタクシー券を、年間最大で60枚交付します。
(1カ月当たりを5枚とし、4月中の申請で60枚、5月中の申請で55枚、以後、毎月5枚ずつ少なくなり、翌年3月の申請では5枚となります。)

4月からの対象者

市内に住所があり、次の①～③のいずれかに該当する方。

- ①身体障害者手帳1級、2級、3級、4級の所持者
- ②療育手帳A、A、Bの所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級の所持者

▼一回の乗車で複数枚が利用できません。

▼利用できるタクシーは、あらかじめ登録された協力会社のタクシーに限ります。

申請窓口

社会福祉課または各支所担当室

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ②申請に来られる方の印鑑

※3月中の交付はできません。ご注意ください。